申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

産業振興部 農業振興課

許認可等の内容		農村振興総合センター使用料の減免			
根拠法令等及び条項		栃木市農村振興総合センター条例第10条			
標準処理期間	根拠条項	未設定			
	設定等年月日	平成	年	月	日設定
		平成	年	月	日最終変更
	標準処理期間		日		
	根拠条項	栃木市農村振興総合センター条例第10条、栃木市農村振興総合センタ			
		一条例施行規則第4条			
	参考事項				
	設定等年月日	平成	年	月	日設定
		平成	年	月	日最終変更
		1			

【基準】

- 1 農村振興総合センター使用料の減免基準(条例第10条) 市長は、特別な理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。
- 2 条例第10条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次に掲げるとおりとする。(施行規則第4条)
- (1) 国又は地方公共団体が利用するとき。
 - (2) 公共的団体又はこれに類する団体が利用するとき。
 - (3) 前2号に定めるもののほか、市長が必要と認めるとき。

審査基